



上富教告示第16号

下記要綱を公布する。

令和8年7月15日

上富田町教育委員会
教育長 泉 利明



記

1. 上富田町地域こども会活動支援事業補助金交付要綱（上富田町地域集団活動費補助金交付要綱の全部改正）

上富田町地域こども会活動支援事業補助金交付要綱

令和8年7月15日

教委要綱 第8号

(上富田町地域集団活動費補助金交付要綱の全部改正)

上富田町地域集団活動費補助金要綱の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、地域における集団活動を通じて、子どもの自主性や社会性を高め、健全な育成及び地域コミュニティの活性化を図るため、地域こども会が行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、上富田町補助金等交付規則（平成26年上富田町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、町内の地域こども会であって、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 組織的かつ継続的な活動を行っていること。
- (2) 適切な管理・運営体制が整っていること。

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条の目的を達成するために行う集団活動とする。

2 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、それぞれ当該各号に定める制限の範囲内とする。

- (1) 飲食費及び景品・記念品 補助金額の2分の1以内
- (2) 図書券 1人あたり2,000円以内

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 換金性の高い金券類（図書券を除く。）
- (2) 参加者個人に係る飲食費、組織の会員及びその家族に対する人件費、謝礼等は、補助対象経費としない。
- (3) その他町長が補助対象として不適当と認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める。ただし、1団体あたり12万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第4条の規定による補助金等交付申請書に、

次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙含む)
 - (2) 収支予算書
 - (3) 会則
 - (4) 役員名簿
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- (交付決定前着手)

第6条 補助対象団体は、補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届(別記様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により着手した事業について、補助金の交付決定がなされなかった場合、当該事業に要した経費は補助対象団体が全額自己負担するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに、規則第12条の規定による補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 地域こども会活動関係事業実績書(別紙含む)
- (2) こども会活動関係収支決算書
- (3) 収支帳簿
- (4) 行事の案内チラシや集合写真の写し
- (5) 事業日誌
- (6) 加入者名簿
- (7) 通帳の写し
- (8) 領収書の写し等、支出を証明する書類
- (9) その他町長が必要と認める書類

(決定の取消し及び返還)

第8条 町長は、補助対象団体が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金を他の用途に使用したときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(書類の保存)

第9条 補助対象団体は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、第7条に規定する実績報告書の提出があった場合は、当該報告に係る書類等により当該補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するかどうか審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条の規定による交付額確定通知書により、補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象団体は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、規則第15条の規定による交付請求書により、町長に補助金の請求をするものとする。ただし、次条第2項

の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、額の確定前に同請求書により町長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、額の確定前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 前項の規定により概算払を受けた者は、第10条の規定による補助金の額の確定後、速やかに既受領額との精算を行わなければならない。この場合において、既に交付を受けた補助金の額が確定した額を超えるときは、その超える額を速やかに返還しなければならない。

4 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助対象団体に対し、補助金を交付するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記様式

年 月 日

上富田町長 様

地域こども会名

代 表 住 所

代 表 氏 名 印

上富田町地域こども会活動支援事業費補助金交付決定前着手届

令和 年度上富田町地域こども会活動支援事業に係る補助事業については、下記条件を了承の上、下記のとおり補助金交付決定前に着手します。

記

- 1 事業内容
別紙事業計画書のとおり
- 2 補助対象経費
別紙収支予算書のとおり
- 3 事業実施期間
別紙事業計画書のとおり
- 4 交付決定前着手の理由
補助金交付決定前に活動実施する必要があるため

(条件)

- (1) 本事業については、本届出から補助金交付決定を受けるまでの間において、額の変更を行わないこと。
- (2) 補助金交付決定を受けるまでの間において、天変地異等の事由により実施した事業に損失が生じた場合、当該損失は申請者が負担すること。
- (3) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し出ないこと。